

香川県条例第1号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(13)	略			(1)～(13)	略		
(14)	香川県産業技術センター	機器使用料		(14)	香川県産業技術センター	機器使用料	
		略				略	
		ゼータ電位測定装置	略			ゼータ電位測定装置	略
		熱伝導率測定装置	<u>1時間当たり2,080円に実費を基準として知事が定める材</u>				

(15)～(31) 略 (32) 香川県立 ミュージアム	多軸同時振動 試験装置 略	料費の額を加えた額 略	
	略		
	歴史展示室及び 常設展示室の観 覧料（学齢に達 しない者、児童、 中学生徒、高 等学校生徒及び これらに準ずる 者を除く。） 略		
	略 特別展示室使用 料 常設展示室、ロ ビー又はエント ランスホール のうち特別展示 室と併せて展示 の用に供される部 分の使用料 講堂使用料 略	略	午前9時から午 後5時まで  15,590円を 超えない範 囲で規則で 定める額
歴史展示室、常設展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐			

(15)～(31) 略 (32) 香川県立 ミュージアム	多軸同時振動 試験装置 略	略	
	略		
	歴史展示室及び 企画展示室の観 覧料（学齢に達 しない者、児童、 中学生徒、高 等学校生徒及び これらに準ずる 者を除く。） 個人 団体（20人以 上）	1人につき1回 1人につき1回	410円 330円
	略 特別展示室使用 料  講堂使用料 略	略	
歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐			

車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。

(33)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～41 略			
42 添加物 製造業許可申請手数料	略		
42の2 食品衛生 管理者養成 施設登録 手数料		1件	15万円
42の3 食品衛生 管理者講習 会登録手 数料		1件	9万円
43 理容所 又は美容 所の検査 手数料	略		
44～83 略			
84 小規模 食鳥処理 業者確認 規程変更 認定申請 手数料	略		
84の2 食 鳥処理衛 生管理者		1件	15万円

車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。

(33)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～41 略			
42 添加物 製造業許可申請手数料	略		
43 理容所 又は美容 所の検査 手数料	略		
44～83 略			
84 小規模 食鳥処理 業者確認 規程変更 認定申請 手数料	略		

養成施設 登録手数料			
84の3 食 鳥処理衛 生管理者 講習会登 録手数料		1件	9万円
85 魚介類 行商登録 申請手数料	略		
86~172 略			
173 第1 種フロン 類充填回 収業者登 録申請手 数料	略		
174 第1 種フロン 類充填回 収業者登 録更新申 請手数料	略		
175 略			
176 第2 種フロン 類回収業 者登録更 新申請手 数料	略		
176の2 土壤汚染		1件	30,900円

85 魚介類 行商登録 申請手数料	略		
86~172 略			
173 第1 種フロン 類回収業 者登録申 請手数料		1件	5,000円
174 第1 種フロン 類回収業 者登録更 新申請手 数料		1件	4,000円
175 略			
176 第2 種フロン 類回収業 者登録更 新申請手 数料	略		

状況調査 等指定調 査機関指 定申請手 数料			
176の3 土壤汚染 状況調査 等指定調 査機関指 定更新申 請手数料		1件	24,800円
176の4 汚染土壤 処理業許 可申請手 数料	略		
176の5・176の6 略			
177～220 略			
221 削除			
222～374 略			
375 香川 県産業技 術センタ 一手数料	略 食品・食品原料分析 略 特殊分析 略 小麦DNA（電気 泳動法） 略 活性酸素消去能（	略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略

176の2 汚染土壤 処理業許 可申請手 数料	略		
176の3・176の4 略			
177～220 略			
221 歯科 技工士国 家試験手 数料		1件	36,000円
222～374 略			
375 香川 県産業技 術センタ 一手数料	略 食品・食品原料分析 略 特殊分析 略 小麦DNA（電気 泳動法） 小麦たんぱく質（ 電気泳動法） 活性酸素消去能（	略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 13,080円 略

	ORAC法) 略			
376~419	略			
420 家畜 検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） 略 ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査 リアルタイムPCR法による検査 略	1頭1回 1頭1回	830円 1,600円	
421~511	略			
512 建築 基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）	略			

	ORAC法) 略			
376~419	略			
420 家畜 検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） 略 ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査 リアルタイムPCR法による検査 略	1頭1回 1頭1回	810円 1,580円	
421~511	略			
512 建築 基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）	床面積の合計 30平方メートル以下 30平方メートルを超え100平方メートル以下 100平方メートルを超え200平方メートル以下 200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件 1件 1件 1件	8,000円 13,000円 2万円 26,000円	

第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料

床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。  
 (1)～(4) 略

第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	46,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	65,000円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	19万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	32万円
	5万平方メートルを超える場合	1件	62万円

床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。  
 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積  
 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）  
 (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1  
 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1  
法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を要する場合（法第6条第1項後段の計画変更建

					<p>築確認申請及び法第18条第2項の計画変更計画通知において、改めて構造計算を行う場合を含む。)においては、512の2の項に定める区分に応じて算定した額を上記の額に加算する。この場合において、申請又は通知1件につき、構造計算を行う建築物が2以上の場合(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合を含む。)にあつては、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算したものを加算する。</p>
512の2	略				
法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料					
512の2		国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合			
法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料		延べ面積			
		1,000平方メートル以下	1件		15万円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件		18万円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件		20万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件		25万円
		5万平方メートルを超える場合	1件		42万円
		その他の方法による場合			
		延べ面積			
		1,000平方メートル以下	1件		21万円
		1,000平方メートル	1件		28万円



	<p>法第20条第2項の規定により建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。</p>		<p>ルを超え2,000平方メートル以下 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下 5万平方メートルを超える場合</p>	<p>1件 1件 1件</p>	<p>31万円 41万円 76万円</p>
<p>512の3 構造計算適合性判定手数料 (512の2の項に該当するものを除く。)</p>	<p>略</p>	<p>512の3 構造計算適合性判定手数料 (512の2の項に該当するものを除く。)</p>	<p>国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合 延べ面積 1,000平方メートル以下 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下 5万平方メートルを超える場合 その他の方法による場合</p>	<p>1件 1件 1件 1件 1件</p>	<p>15万円 19万円 21万円 26万円 44万円</p>

	<p>法第20条第2項の規定により建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 119 1344 805">延べ面積</td> <td data-bbox="1344 119 1662 805"></td> <td data-bbox="1662 119 1767 805"></td> <td data-bbox="1767 119 2116 805"></td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td></td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td></td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td></td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td></td> <td>44万円</td> </tr> <tr> <td>5万平方メートルを超える場合</td> <td>1件</td> <td></td> <td>81万円</td> </tr> </table> <p>建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。</p>	延べ面積				1,000平方メートル以下	1件		22万円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件		29万円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件		33万円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件		44万円	5万平方メートルを超える場合	1件		81万円
延べ面積																											
1,000平方メートル以下	1件		22万円																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件		29万円																								
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件		33万円																								
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件		44万円																								
5万平方メートルを超える場合	1件		81万円																								
<p>513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料</p>	<p>略</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 805 1344 1412">513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料</td> <td data-bbox="1344 805 1662 1412"> <p>中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合 床面積の合計</p> </td> <td data-bbox="1662 805 1767 1412"></td> <td data-bbox="1767 805 2116 1412"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以下</td> <td>1件</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500平方メートル</td> <td>1件</td> <td>47,000円</td> </tr> </table>	513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料	<p>中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合 床面積の合計</p>				30平方メートル以下	1件	13,000円		30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	16,000円		100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	21,000円		200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	28,000円		500平方メートル	1件	47,000円
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料	<p>中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合 床面積の合計</p>																										
	30平方メートル以下	1件	13,000円																								
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	16,000円																								
	100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	21,000円																								
	200平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	28,000円																								
	500平方メートル	1件	47,000円																								

を 超え1,000平方 メートル以下	1 件	64,000円
1,000平方メー トルを超え2,000平 方メートル以下	1 件	15万円
2,000平方メー トルを超え1万平方 メートル以下	1 件	24万円
1万平方メー トルを超え5万平方メ ートル以下	1 件	50万円
5万平方メー トルを超える場合		
中間検査合格証の交付 を受けた建築物の場合		
床面積の合計		
30平方メートル以 下	1 件	13,000円
30平方メートルを 超え100平方メー トル以下	1 件	15,000円
100平方メー トルを超え200平方メ ートル以下	1 件	2万円
200平方メー トルを超え500平方メ ートル以下	1 件	28,000円
500平方メー トルを超え1,000平方 メートル以下	1 件	46,000円
1,000平方メー トルを超え2,000平 方メートル以下	1 件	62,000円
2,000平方メー トルを超え1万平方	1 件	14万円

					メートル以下 1万平方メートル を超え5万平方メ ートル以下 5万平方メートル を超える場合	1件  1件	23万円  47万円
					床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場 合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積 について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の 修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当 該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の 1について算定する。		
514 法第 7条の3 第1項の 中間検査 申請手数 料及び法 第18条第 19項の中 間検査通 知手数料	略		514 法第 7条の3 第1項の 中間検査 申請手数 料及び法 第18条第 17項の中 間検査通 知手数料	床面積の合計			
				30平方メートル以 下	1件	14,000円	
				30平方メートルを 超え100平方メー トル以下	1件	17,000円	
				100平方メートル を超え200平方メ ートル以下	1件	22,000円	
				200平方メートル を超え500平方メ ートル以下	1件	3万円	
				500平方メートル を超え1,000平方 メートル以下	1件	5万円	
				1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以下	1件	66,000円	
				2,000平方メート ルを超え1万平方 メートル以下	1件	15万円	
				1万平方メートル	1件	25万円	

515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略	
516～536	略	

	<p>を超え5万平方メートル以下 5万平方メートルを超える場合</p> <p>1件</p> <p>50万円</p> <p>床面積の合計は、共同住宅（床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）にあつては当該建築（移転を除く。以下この項において同じ。）に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p>	
515 法第7条の6第1項第1号及び法第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	1件	12万円
516～536	略	

537 法第  
67条の3  
第3項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の敷地  
面積の最  
低限度に  
関する許  
可申請手  
数料

略

538 法第  
67条の3  
第5項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の壁面  
の位置の  
制限に関  
する許可  
申請手数  
料

略

539 法第  
67条の3  
第9項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の間口  
率及び高  
さの最低  
限度に関

略

537 法第  
67条の2  
第3項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の敷地  
面積の最  
低限度に  
関する許  
可申請手  
数料

1件

16万円

538 法第  
67条の2  
第5項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の壁面  
の位置の  
制限に関  
する許可  
申請手数  
料

1件

16万円

539 法第  
67条の2  
第9項第  
2号の特  
定防災街  
区整備地  
区の間口  
率及び高  
さの最低  
限度に関

1件

16万円

する許可 申請手数料	
540~563	略
564 法第 87条の2 において 準用する 法第7条 第1項の 建築設備 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第16項の 完了通知 手数料	略
565・566	略
567 法第 88条第1 項におい て準用す る法第7 条第1項 の工作物 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第16項の 完了通知 手数料	略
568・569	略

する許可 申請手数料			
540~563	略		
564 法第 87条の2 において 準用する 法第7条 第1項の 建築設備 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第14項の 完了通知 手数料		1件	17,000円
565・566	略		
567 法第 88条第1 項におい て準用す る法第7 条第1項 の工作物 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第14項の 完了通知 手数料		1件	12,000円
568・569	略		

570 法第 88条第2 項におい て準用す る法第7 条第1項 の工作物 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第16項の 完了通知 手数料	略	570 法第 88条第2 項におい て準用す る法第7 条第1項 の工作物 の完了検 査申請手 数料及び 法第18条 第14項の 完了通知 手数料		1 件	12,000円
571～576 略		571～576 略			
576の2 低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	略	576の2 低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料		1 件	認定申請1件につき、 当該認定申請に係る 次のアからウまでに 掲げる建築物の部分 の区分に応じ当該ア からウまでに定める 額を合算した額（規 則で定める場合は、 当該合算した額を超 えない範囲で規則で 定める額） ア 住戸 住戸の数 1 39,000円 2 以上5 以下 77,000円 6 以上10以下 107,000円 11以上25以下



151,000円  
 26以上50以下  
 215,000円  
 51以上100以下  
 308,000円  
 101以上200以下  
 416,000円  
 201以上300以下  
 545,000円  
 301以上  
 641,000円  
 イ 共用部分  
 床面積の合計  
 300平方メートル以下  
 121,000円  
 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下  
 198,000円  
 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下  
 307,000円  
 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下  
 394,000円  
 1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下  
 47万円  
 25,000平方メートルを超える場

	<p>建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。</p>				<p>合 548,000円  ウ 住宅以外の部分  床面積の合計  300平方メートル以下  266,000円  300平方メートルを超え2,000平方メートル以下  421,000円  2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下  598,000円  5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下  733,000円  1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下  863,000円  25,000平方メートルを超える場合  合 986,000円</p>
576の3 低炭素建	略		576の3 低炭素建	1件	変更認定申請1件につき、576の2の項

建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
577 略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
578 宅地 建物取引 士資格登 録簿登録 手数料	略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
579 宅地 建物取引 士資格登 録の移転 申請手数 料	略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
580 宅地 建物取引 士証の交 付申請手 数料	略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
581 宅地 建物取引 士証の有 効期間の	略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料

建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
577 略	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料	建築物新築等計画変更認定申請手数料
578 宅地 建物取引 主任者資 格登録簿 登録手数 料	略	1件	37,000円	建築物新築等計画変更認定申請手数料
579 宅地 建物取引 主任者資 格登録の 移転申請 手数料	略	1件	8,000円	建築物新築等計画変更認定申請手数料
580 宅地 建物取引 主任者証 の交付申 請手数料	略	1件	4,500円	建築物新築等計画変更認定申請手数料
581 宅地 建物取引 主任者証 の有効期	略	1件	4,500円	建築物新築等計画変更認定申請手数料

更新申請 手数料			
581の2 宅地建物 取引士証 の再交付 申請手 料		1件	4,500円
582 積立 式宅地建 物販売業 の許可申 請手数料	略		
583・584	略		
584の2 長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 料	住宅性能評価書の交付 を受けた住宅以外の住 宅 建築物の住戸の数 略		

間の更新 申請手 料			
582 積立 式宅地建 物販売業 の許可申 請手数料	略		
583・584	略		
584の2 長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 料	住宅性能評価書の交付 を受けた住宅以外の住 宅 建築物の住戸の数 1 床面積の合計 100平方メー トル以下 100平方メー トルを超え 200平方メー トル以下 200平方メー トルを超える 場合 2以上5以下 6以上10以下 11以上25以下 26以上50以下	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	43,000円 49,000円 67,000円 23,000円 19,000円 15,000円 13,000円

	101以上300以下   1件   1万円		51以上100以下   1件   11,000円	
	略		101以上300以下   1件   10,000円	
			301以上   1件   9,000円	
			住宅性能評価書の交付を受けた住宅	
			建築物の住戸の数	
			1   1件   11,000円	
			2以上5以下   1件   5,000円	
			6以上10以下   1件   4,000円	
			11以上25以下   1件   3,000円	
			26以上100以下   1件   2,000円	
			101以上   1件   1,000円	
	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。		建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。 <u>この場合において、512の項中「512の2の項」とあるのは、「512の3の項」と読み替えるものとする。</u>	
584の3	略		584の3	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。		譲受人の決定のみの場合   1件   400円	
			合	
			その他の場合   1件   1,000円	
			建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。 <u>この場合において、512の項中「512の2の項」とあるのは、「512の3の項」と読み替えるものとする。</u>	
584の4		1件		
要除却認定マンションに係るマンションの建替えによ				16万円

り新たに 建築され るマンシ ョンの容 積率に関 する特例 許可申請 手数料			
585 教育 職員免許 状授与手 数料	略		
585の2～598 略			

備考 略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～14 略	
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	略

585 教育 職員免許 状授与手 数料	略		
585の2～598 略			

備考 略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料	
1～14 略		
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引主任者資格試験	1件	7,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 第2表 手数料の部584の3の項の次に584の4の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第1 第2表 手数料の部512の項から515の項まで、537の項から539の項まで、564の項、567の項、570の項、576の2の項、576の3の項、584の2の項及び584の3の項の改正規定 平成27年6月1日